

東近江市シティプロモーション方針で定めるロゴマークの運用基準

1 目的

- ・東近江市シティプロモーション方針で定めるロゴマークを皆さんに広く使用していただけるよう、その運用に関する基準を定めました。

2 使用できるロゴマーク

- ・ロゴマークは、ブランドスローガン（いつも、いまも、これからも。）、キャッチコピー（PIONEER CITY 東近江イズム。HIGASHIOMISM（背景を含む。）、ブランドメッセージ（本文）の3つの要素からできています。



地の利、人の和、自然の恵み。
まちを包むうるおい、にぎわい、こちよさ。
時代を変えてきた歴史への誇りを胸に、
新たな時代を拓く人がいる。
いつも、いまも、これからも。あなたとともに。

パイオニアシティ・東近江市

- ・ロゴマークは、キャッチコピーのみ、ブランドスローガン及びキャッチコピーでも使用することができます。また、色は6種類あります。



3 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は東近江市に帰属します。

4 使用の申請

- ・ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク使用申請書を広報課に提出してください。
- ・使用内容等を確認後、メールでデータをお送りします。使用料は無料です。

5 使用承認の制限

- ・ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用できません。
 - (1) 東近江市の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあるとき。
 - (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教活動を助長する、又は助長するおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (5) その他、使用することが適当でないと認められるとき。

6 ロゴマーク使用例

- ・次のような使用方法を想定しています。使用される皆さんのアイデアでさまざまな場面で使用してください。

使用者	使用例
個人	電子メール、案内状、SNS、名刺
町内会・自治会	回覧板、イベントのチラシ、案内状
商店・店舗	チラシ、包装紙、ポスターメニュー、ホームページ
組合・協会	のぼり、チラシ、ホームページ、冊子、広報紙
NPO	ポスター、チラシ、広報紙

(使用イメージ)

